



共産主義とキリスト教は両立するか : ヴァティカー ノ反共令をめぐるって

五百旗頭, 眞治郎

(Citation)

国民経済雑誌, 82(5):16-35

(Issue Date)

1950-11

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/80040078>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80040078>



共産主義とキリスト教は兩立するか

——ヴァティカーノ反共令をめぐつて——

五百旗頭眞治郎

序 論

一 問題の重要性

共産主義とキリスト教は兩立するか、換言すれば、共産主義はキリスト教の教義をそのままは認めることが出来るか、更に言葉をかえて云へば、キリスト者は共産主義を全的に受諾しうるか、この問題は單に共産主義者とキリスト者にとつて重大関心事であるのみならず、共産主義者でもなく、キリスト者でもない多くの人々にとつても決して無関心事ではあり得ないであらう。仮りに共産主義とキリスト教とが何等矛盾せず、両者が完全に兩立しうることが証明されるならば、六億以上のキリスト信者を共産主義の陣營に招き入れうる可能性の加はるが故に、或は少くとも六億のキリスト者を敵にまはす不利を避け得る可能性の故に、それが共産主義にとつて大きな收穫であることは明瞭である。これに反し共産主義とキリスト教との非兩立性が証明されるならば、共産主義にとつては六億のキリスト者を敵にまわさねばならぬ可能性が生ずる。その結果共産主義者が宗教的情熱をもつて待望しつつある共産主義革命の成就と、その理想國家の実現とがそれだけ遅れることとなる。従つてこの問題は共産主義にとつて極めて重大事たることは云ふをま

たない。

然らば共産主義者でもなく、キリスト者でもない一般人にとつてはどうであらうか。仮りに共産主義とキリスト教とが何等矛盾しないことが証明され、六億のキリスト者の共産主義陣営に馳せ参する可能性が大いに加はり、従つて全世界が共産主義革命を遂げる可能性の著しく促進された場合を想像して見やう。その場合、共産主義者でもなくキリスト者でもない人々のうちには、キリスト者でさえ共産主義を是認するのであるから、共産主義を認めてもよからうと考えるものが次第にふえて来るに相違ない。こうして共産主義者でもなく、キリスト者でもない局外者が、共産主義革命の方向にひかれてゆく可能性は著しく増大するものと云はねばならぬ。

これに反し、若し共産主義とキリスト教とが両立しないことが証明され、六億のキリスト者が共産主義に對抗する地位に立つこととなれば、共産主義の世界革命及び共産主義侵略の可能性はそれだけ減退することとなり、局外者が共産主義的騷擾にわずらわされることもそれだけ少くなる。

何れにしても共産主義とキリスト教とが両立するや否やの問題は、二つの世界の対立と冷たい戦争及び熱い戦争の運命如何に影響するところ大きく、凡ゆる人々にとつても重大関心事たるを失はぬ。この問題が多くの國々の論壇とジャーナリズムを賑わしたのは誠に故なしとしない。

二、古くして新しい問題

共産主義とキリスト教の問題は古くして新しい問題である。この問題はキリスト教の誕生と時を同じうして発生し、キリストの死後間もなくエルザレムに於ても問題を投げた。爾來この課題は、古代・中世の教父たちによつて屢々論及されたのみならず、近世に入るに及び、共産主義者側とキリスト者側の両面から盛に論議された。そのうち最も重要なものは、マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリン、ヤロスラウスキーその他の共産主義者のキリスト教批判と、カトリシズムを代表する歴代ローマ法王の回勅がそれである。

共産主義とキリスト教は両立するか

更に一九三六四月、たまたまフランス共産党幹部のトレーズ (Thorez) がカトリック者との協力の手をさしのべるに及び、共産主義とキリスト教の両立問題をめぐつて、殊にフランスの言論界に於て非常に活潑な議論が戦はされた。なかんずく筆者の手にした主なるものは、カトリック側では、フェッサール、デュカッティオン、ド・ラ・ソーデ、マリタン、シェレー、マルク等の著書論文であり、カトリック者以外では、フランスに亡命したロシア正教のベルディアエフ、及びバルトの影響を受けたド・ルージモン等の著書論文である。イタリアに於ても一九四四年に共産党首領エルコリ・トリアッティ (Ercoli-Togliatti) がカトリック者に協力を提唱した。イタリアでは最近ブルックレーリー、カニエー等が共産主義対カトリシズムの問題をとりあげ、英米ではドーソン、ベロック、シード、ニーバー等が既にこれを論じ、ドイツ語國では古くはシャウプ、ワルター、カトライン、ベッシェ、シリング、ホルヴァート、シュタムラー等がこれを究め、第二次大戦以後のものについては、私は独逸書入手困難の故に僅かにウェルティ、メッフエールの小著に目を通し得たに過ぎない(註)。

然し何と云つてもこの問題に関する最も決定的な最近の文献は、昨一九四九年七月、ローマ教皇廳檢邪聖省より發布された「共産主義に対する教会法上の疑義に答えた省令」である。即ち *Suprema sacra congregatio S. Officii decretum. Responsa ad dubia de communismo 1 Julii 1949* がそれであつて、これこそはカトリック教会側の態度を最も簡明直截に規定した反共令である。

世界宗教統計によれば、キリスト教徒は、何れの教会にも属しないゆわゆる教籍を持たぬもの約二億と、教籍を持つたもの約六億となつており、その内訳はカトリック約三億五千万、プロテスタント諸派約一億四千万、正教徒約一億三千万と云はれる。カトリックはその信徒数に於て断然他を凌駕しているのみならず、その信條内容に於てもよく一致していて、プロテスタント諸派の如く分裂していないから、三億五千万のカトリック者の共産主義に対する態度が定まれば、そ

の影響力は極めて大なりと云はねばならぬ。

共産主義対キリスト教の問題は、我が國に於ても既に以前から若干論じられていたが、殊にイタリアの選挙戦に於て、カトリックと共産党が雌雄を争つた頃からこの問題は益々世間の注目をあび、プロテスタント牧師赤岩師の共産党入党の決意が傳えられるに及び、遂に我が國ジャナリズムによつてもこれがとり上げられるにいたつた。

註 私の見た主要参考書

(ハトムス註) Fessard, Le dialogue catholique-communiste est-il possible? 1937 : Le communisme et les chrétiens par F.

Mauriac Ducatillon Berdiaeff A. Marc de Rougement Daniel-Rops 1937 : Maritain, Humanisme intégral 1936 : M. Scherer, Communistes et catholiques 1933 : Berdiaeff, Probleme du communisme 1936 : R. Honnert, Catholicisme et communisme 1937 : Sertillanges, Socialisme et Christianisme 1922 : Garriguet, Valeur sociale de L'Evangile 1909

(ベタム註) Bruculeri, Il comunismo 1944 : Kania, Il bolscevismo e la Religione 1945 : de La Saudée, L'Antireligione comunista 1940 : Giordani, Il messaggio sociale degli Apostoli 1937 : Connella, Principi di un ordine sociale, note al messaggio di S. S. Pio XII, 1944

(英書) Dawson, Religion and the Modern State 1938 : Belloc, Principle of Private Property 1937 : Sheel, Communism and Man. 1947

(ヒュムス註) Schaub, Die Eigentumlehre nach Thomas von Aquin und dem modernen Sozialismus 1898 ; F. Walter, Das Eigentum 1895 : Horváth, Eigentumrecht nach dem hl. Thomas von Aquin 1929 : Cathrein, Moralphilosophie 1924 ; H. Pesch, (1) Lehrbuch der Natidnalkonomie 1924 (2) Liberalismus, Sozialismus und Christliche Gesellschaftsordnung 1900 ; Schilling, Reichthum und Eigentum 1908 : Stammler, Sozialismus und Christentum 1920 : Welty, Recht und Ordnung im Eigentum 1947 : Meffert, Der kommunistische und proletarische Character des Urchristentums, 1945

三 研究 計画

私は共産主義とキリスト教の両立性の問題を(一)共産党側より見たキリスト教観と、(二)キリスト教側より見た共産主義観の二つに分つて考察した。そしてキリスト教側より見た共産主義観はこれを聖書、初代

及び中世の教父たち、及び現代諸法王の教説について研究した。これは私の研究の中心課題であるが、ことの順序として共産党側より見たキリスト教觀をも、代表的共産主義指導者たるマルクス・エンゲルス・レーニン・スターリン等について検討を加へた。

予めお断りしておくが、私の研究課題は共産主義とキリスト教とが本質的に両立するか否かの問題であつて、共産党とカトリックを標榜する政党との政策提携の問題は、一應これを切りはなして考へてゐるのである。政党間の接衝の問題と思想として二つの主義が両立するか否かの問題とはもともと別個の問題である。またカトリック政党は信徒個人の創意と責任とに於て組織されたものであつて、その政見や行動はカトリック教会自身の基本的な社会的教説や、教会自身の行動とは區別されるべきものである。

四 概念規定の必要

共産主義とキリスト教とが両立するか否かの論争は、云ふまでもなくこれを肯定する説と否定する説とに分れる。然しそのいづれの説がとられる場合に於ても、その云ふところの共産主義とは何を指すか、また共産主義は本末宗教觀を持つてゐるものであるか、更にキリスト教は本末社会的教説を持つてゐるのか、それとも持つてゐないのか、若し持つてゐるとすればどの程度に社会問題に關與するものであるのか、と云つた問題が予め前提として考へられてゐるのである。

例へば、ある者は(一)マルクス・レーニンの系統を引く歴史的存在としての、無神的唯物的で、暴力革命をも是認する現在の共産主義の意味で、共産主義と云ふ言葉を使つてゐる。ところが(二)無神論や唯物論とは無關係に抽象的理念として、総ての財の共有、少くとも生産財の共有を主張するものを、共産主義と呼んでゐる場合も存在するのである。甚だしきに至つては(三)ただ少部分に限つて共有を認める思想をも共産主義と呼ぶ場合がある。例へば修道院とか、ある時代ある地域の家族的少社会とかに限つて共有を認める思想をも共産主義と名づけ、あるいは難波船上または敵の包圍下

に於て、ある種の財の私有私用を禁じ、強制的配給を行ふ思想をも共產主義と云ふ如きがそれである。若し第三の用語法が認められるならば、大多数の人々は共產主義者となり、カトリシズムもまた共產主義となる。この用語法は適當でない。

それはともあれ、原始キリスト教会に於て共產主義が行はれたと云ふ説は、最も廣く行はれた謬説であつて、最近に於ける阿部行藏師と佐々木秋夫氏の「牧師とマルキストの對話」に於てもこの誤りが繰り返されている註。

いづれ後に詳細は明かになるであらうが、原始キリスト教会に於て共產主義が行はれていたと断するのは、聖書とかテルテュリアンなどを正確に讀まなかつたところから来る謬説である。もとよりルカやテルテュリアンの言葉中には共產主義を思はしめるやうな章句のあることは事實である。然しその章句の先をよく読めば、この誤解は自ら解消される。原始教会に於ては、私的所有權は原則的に認められてゐたのであつて、共有は決して強制されてゐなかつた。ただ信徒は當時の特殊事情のもとに於て、自發的に自己の所有物の全部または一部を持ち寄り、美しきキリスト教的同胞愛から私的所有權を共同に使つたに過ぎない。しかもこのことは單にエルザレムの教会に於て行はれただけであつて、その他の地域の教会では行われなかつたし、エルザレムの信徒も全部が全部この種の共同生活に加らねばならぬと云ふわけではなかつた。キリスト教と社会的教説との關係についても大体次の如き三種の見解が存在する。

(1) キリスト教をもつて第一義的に社会的教説であると見るもの

(2) キリスト教は純然たる超自然界のみの教へであつて、キリスト教には社会的教説なるものは全然存在し得ないと見るもの

(3) キリスト教は第一義的には超自然的な宗教ではあるが、社会的存在でもある人間に對する教へである以上、基本的な社会的教説をもつてゐる。但しその社会的教説は基本的原理のみを示すものであつて、その細目的な適用は各人各政の創意と責任に於て決定すべきであるとなすもの。

これ等の諸説は何れ後に詳しく述べる筈である。第三説はカトリシズムの見解であり、私もその説をとっている。

若し共産主義をもつて歴史的存在として、現に多くの人々の内に生きているマルクス・レーニン系の共産主義と解し、キリスト教を以てキリストの時代より今日まで連綿として存在しつづけ、現に他のキリスト教諸派に比し断然多数の信徒を擁して強い生命力を発揮しつづけるカトリシズムと解するならば、両者は共にそれぞれの宗教観・社会観・政治観・経済観をもつてゐて、その間に認め得る若干の真理も存在するが、根本的に両立し難い見解の存することもこれを否定することが出来ない。換言すれば如何なる謬説にも多少の真理は存在するものであり、そしてキリスト教の見解に従へば、聖アンブロジウスの言の如く「真理はそれが何人の口から傳えられようととも聖霊（神）から出たもの」(Omne verum a quocunque dicatur a Spiritu Sancto est)であり、聖ユスティヌスも云つた如く「何人によつて闡明されたことがら（真理）でもわれわれキリスト者のもの」(Quaecum igitur apud omnes praeclara dicta sunt nostra Christianorum sunt)だから、共産主義とカトリシズムとの間にも共に認め得る真理があるはずである。然し両者の根本的な世異観は到底相容れ難いものである。

(註) 阿部行藏・佐々木秋夫「牧師とマルキストの対話」二六六頁

五 スターリンの言明と両立論

私の見るところをもつてすれば、キリスト教と今日の共産主義とが矛盾しないと云ふ説は、両者を共によく認識してゐない者の臆説と認めざるを得ない。両者の非両立性は今回のカトリック教会の反共令に決定的な形をもつて明示されるに至つたものであり、また共産主義指導者たちの言説によつてもこれを認むるに難くない。詳論は後に譲るとして、ここでは例示的にエンゲルスとスターリンの言説を紹介するに止める。

即ちスターリンは一九二七年九月九日、アメリカ労働者代表との会談に於て労働者代表より次のやうな質問を受けた。「私たちの知るところでは、新加入黨員はことごとく無神論者でなければならぬ」と云ふ共産党の要求や、現に行はれつ

つある反動的僧侶彈圧等に対しては、よい共產主義者でもすべて無條件に賛成してゐるとは限らない。ついてはお伺いしたいが、科学を全的に支持し且つ共産党と対立しないやうな宗教に対しては、將來共産党は中立的態度をとり得るであらうか。或はまた宗教的確信が党に対する忠誠と矛盾しない場合には、將來共産黨員はかゝる宗教的確信を保持することが許されるであらうか。」

これに対しスターリンは次のやうに答へてゐる。

「御質問には若干不正確なところがある。先づ第一に代表のいはゆる『よい共產主義者』なるものを私は知らない。そう云つた共產主義者は世界中いづこにも存在しない。次に正式にお答へする。入党志望者に対して絶対的無神論を要請するやうな入党條件と云つたものは存在しない。我が党の入党條件としては、党の綱領及び規約の承認、党及び党機關の決議に対する無條件的服従、党費の納入、党の何れかの組織に参加すること、これだけが要請されてゐる」。

更に一代表が「神を信する者が党から除名されたと云ふ記事を度々読むが」とさしはさんだのに対し、スターリンは云ふ。

「私はただ入党條件についてのべたところを繰り返すのみである。それ以外の條件は存在しない。然しこのことは断じて党が宗教に対して中立的態度をとると云ふことを意味しない。われわれは現に宗教的先入に反対する宣傳を行つており、且つ將來もこれ続けるであらう……中略……党は宗教に対して中立であり得ないので、党はありとあらゆる宗教的先入に対し反宗教的宣傳を行つてゐる。と云ふのは党は科学を代弁するのに対し、あらゆる宗教は科学と対立するから宗教的先入は科学に反逆するものと云はねばならぬ。……中略……われわれは反動的な坊主を彈圧したかと問はれるならば、確に彈圧したとお答へする。ただ遺憾なことはまだすっかりと彼等をやっつけきっていないことである。反宗教的宣傳こそは反動的僧侶を徹底的にやっつける手段である。黨員中には時にあちこちで反宗教的宣傳の全面的徹底を妨げるものがあ

るが、かゝる黨員を除名することは誠に當を得たことと云はねばならない。何となればわが党の陣営内にはかゝる「共產主義者」を入れておく余地がないからである。」

この会談の全文は会談後数年を経た一九三二年に出版されたスターリン自著『レーニン主義の問題』に記載されているものであり(註、一九三八年版にも再録されてゐる。故にかゝる反宗教精神が会談後も引続きソ聯の現実政策を支配していたことは明かであり、今日に於てもその基本線はゆるぎなきものと考へて間違ひあるまい。

(註) Stalin, Probleme des Leninismus. Erste Folge Moskau 1932. S.448—450.

六 ソ聯憲法の保障とその運用

現ソ聯憲法第一二四條に於ては宗教的儀式を行ふ自由及び反宗教的宣傳の自由が規定されており、その一事に基いて若干の人々は種々なる希望的・独善的推論を下してゐる。然しながらその憲法を充実に読むならば、この宗教の自由なるものが極めて限定的なものであるのに対し、党は運用面に於て凡ゆる口実を設けて反宗教活動を行ひ得る可能性が内包されていることに氣づくであらう。而して近時、ソ聯及びソ聯衛星國に於ける政治的事象が、法文の如何にかゝらず、その党精神の無神的性格を露呈してゐることを考へれば、憲法上の一條文よりする希望的觀測が如何に現実から遊離しているかが明かになるであらう。而もなほキリスト教とマルクス・レーニンの共產主義との結びつけを敢てなさうとするいわゆる進歩的キリスト者にとつては、曾てエンゲルスの投げた次の言葉が再び味読されてもよいのではないかと思ふ。

七 進歩的キリスト者とエンゲルス

即ちエンゲルスは一部フランス人によつて共產主義とキリスト教の類縁性が説かれてゐた一八四三年頃、両者の絶對的非両立性を指摘して次のやうに云つてゐる。

「イギリスの社会主義者が、一般的にキリスト教に対立して居り、且つ、キリスト教を現に信奉する國民の凡ゆる宗教的先入に悩まされている時に當り、その不信仰を以て有名なフランス人の構成分子たるフランス共產主義者がキリスト教的

であることは全く奇妙なことに云はざるを得ない。彼等の愛唱する標語の一つは『キリスト教は共產主義』(Le christianisme, c'est le communisme)であつて、彼等は聖書を引用しつつ、初代キリスト教徒が嘗んだ共產主義的生活状態を論証せんとした。……然しこのことはただ次の一事を証してゐるに過ぎない。即ちこの勇敢な人たちが自ら最良のキリスト者を以て任じてゐるにも拘らず、事實はそうではないと云ふことである。若し事實彼等が最良のキリスト者であるならば、もつと深く聖書を理解して、聖書中には共產主義に都合のいい章句が若干あるにも拘らず、聖書の説いている教説の一般的精神が、あらゆる唯理の方策と相容れないのみならず、共產主義とも全然対立するものなることを悟つたであらう(註)』。

当時のキリスト者と今日の進歩的キリスト者の云ふ共產主義との間には、若干の相違はあるにしても自ら進歩的と誇稱する勇敢な今日の進歩的キリスト者よりも、反つてキリスト教を否定したエンゲルスの方が、上述の論点に關する限り、遙かに深く聖書を読んでゐたのではあるまいか。

以上をもつて序論を終り、愈々先に述べた順序に従つて本論に入る段階に達した。然し本稿に於ては、特に次の如き理由に基き順序をとばして、先づ最近に於けるローマ法王廳の反共令をとりあげたいと思ふ。と云ふのは、右反共令の全貌は未だわが國には紹介されていないので、これを速かに周知せしめることは、ただに共產主義對キリスト教の問題に對し有力なる資料を提供することとなるのみならず、共產主義公務員の追放等が問題となつてゐる現下のわが國及び米國等に對しても他山の石を提供すると思はれるからである。

なほ反共令については一九五〇年一月号の Irish Ecclesiastical Record 所載のテキスト及びコンウェイ師 (Conway) の註釈に負うところが多い。

(註) Engels, Progress of Social Reform on the Continent 1843 Marx-Engels Gesamtaufgabe Erste Abteilung Band 2. S. 441.

本 論 ヴァティカーノの反共令

一 共產主義の反キリスト教的性格

教会法上の疑義に答へた一九四九年のヴァティカーノ反共令について先づ注目されるべきことは、それによつて何等今までの教会法の規定が改正されたのではないと云ふことである。詳言すれば反共令は、ただ共產主義について従来一般に行はれてゐた教会法の解釈を確認し、若干不明瞭であつた点を明かにしたに過ぎない。故に右反共令の第一の効果は、教会法上に於ける共產主義及び共產主義者の地位に関する在来の定説が、今まで非公式のものであつたのに対し、法的拘束力を持つローマ聖廳の公式宣言によつて、それに確認が與へられたと云ふことである。

この反共令はマルクス・レーニンの系統をひく歴史的存在である共產主義を對象とするものであつて、四つの問題とそれに対する簡明なる解答よりなつてゐる。

問題の一 反共令の第一問は

「共產党に入党し、または共產党のシンバとなることは正当であるか」

と云うのであつて、これに対しては次の如く否定的に解答されている。

「否、共產主義は唯物的且つ反キリスト教的である。もつとも共產主義の指導者は時に口先きでは宗教に反對するものでないと説く。然し事實上、共產主義はその學說に於ても、またその行動に於ても、神と宗教とキリスト教会の敵であることを示してゐる。」

右は全世界に情報網を持ち、共產主義の実体の研究を企てたカトリック教会が責任をもつて與へた断定である。教会法學者に従へば、キリスト教と共產主義の本質を知るものにとり、或はマルクス・エンゲルス・スターリンの如き共產主義

指導者自身の明かな言説を読み、諸々の國に於て共產主義を指す政府のとつた行動を觀察し、歴代ローマ法王が相次いで發布した回勅を読む者にとつては、共產主義の無神的唯物主義の精神と实体は瀝然として明かであつた。

(1) 共產主義に対する認識不足

上述の如き事實にも拘らず、共產主義の真相が徹底的に認識されていなかった、少なからざるキリスト教徒が共産党首領の約束に欺かれ、善意で「共產主義は本質的には無神論でも唯物論でもなく、共産党は單に社会正義と労働階級の福祉のために戦いつつある政党である」と信じた。善意ではあるが無智なこれら進歩的キリスト者は、觀念的抽象的には經濟上社会上に於ける共產主義の主張と無神的唯物論とを區別し得るの故をもつて、マルクス・レーニンの系統をひく共產主義と共産党も、無神的唯物論を共產主義から分離して考へ、敢て無神的唯物論を固持しないものと臆断した。更に自分たちの努力によつて、宗教としてのキリスト教を全的に是認せしめ得るに至るであらうとの希望的觀測を下した。もとより共産党はキリスト教の利用が可能なる限り、キリスト教徒に対して協力の手もさしのべるであらう。然し党はあくまでも無神的唯物主義の精神を堅持するものであり、党にとつては宗教は決して私事ではあり得ない。故にひとたびキリスト教が共產主義革命の成就または党活動に対して妨げとなる場合には、早晚あらゆる口実を設けて實質的にキリスト教彈圧を行ふことは明かである。ただ宗教を正面から迫害することは宗教に対する世人の関心を昂め、反つて宗教を振興せしめると云ふ逆効果を招く。従つて正面からの迫害は能う限りこれを避けねばならぬ。然し事實上、党は党の忠実なる従僕である政府の諸權力を駆使して、容易に教会教職者や信徒に反革命の烙印を與へることが出来る。而も黨員はキリスト者たると否とに論なく、反宗教的精神の堅持者である党の指令に絶対服従しなければならぬ。

何れにしても上述の如き事實に対する認識不足の存在すると云ふことは、如何に宣傳が人を欺き眞実を隠蔽するものであるかを雄弁に物語るものと云はねばならぬ。前法王ピウス十一世が無神的共產主義に關して發布した一九三七年の回勅

Divini Redemptoris には大要次のやうに述べられてゐる。

(2) ビウス十一世の警告 「既に久しく科学的に反駁され、事實を裏切り来つた共產主義が、かくも速かに全世界に傳播されるに至つたのは抑々如何なる理由に基くのであらうか。その第一の原因は共產主義の真相を徹底的に認識してゐるものが甚だ少なかつたと云ふことである。人々は多くの場合、非常に眩惑的な約束の仮面をかぶる誘惑には負け易いものである。共產主義は労働者階級の生活を改善し、自由経済の生んだ弊害を一掃し、以て富のより公平なる分配をはかると云ふ極めて正当なる目的を表看板にして、抜け目なく現下の世界的不況、人種間の反目、政見の相違及び学界の混乱までも利用した。かくてあらゆる階級にその手をさしのべ、唯物主義や暴力的テロリズムを原則的には排斥する人々の心さへもこれを揺り動かした。然も如何なる謬説でも多少の真理を含んでゐるが故に、その真理の外の装いは時と所に應じて巧みに表現され、また必要な場合には共產主義の非人間的野獸的理論と方法をも巧妙にこれを隠蔽した。かくの如くにして彼等は社会の優秀なる人士をも誘惑して主義の宣傳者たらしめ、以て經驗に乏しく共產主義に内在する誤謬の真相を見抜き得ない未熟の青年学徒に動きかけたのである」。

「共產主義が速かに世界至るところにその手をさし延ばすに至つた第二の原因は、前代未聞の大仕掛な惡質宣傳であり、第三の原因は全世界の非カトリック新聞がロシア・メキシコ・スペインの大部分に於て犯された戰慄すべき共產主義の蠻行について、計画的に長い間沈黙を守り、あるいはごく僅少の報道より與へなかつたと云ふ事實である。この計画は永年にわたりキリスト教的社會秩序を破壊せんと企て来つた種々の秘察結社によつて支援されていたことも見のがすことが出来ない」。

以上が惡宣傳に対するビウス十一世の警告の大意であるが、こう云つた警告は法王たちのみならず、各國の枢機卿や司教たちによつても屢々繰り返された。それにも拘らず共產党は益々執拗に惡辣な手段を弄してキリスト教徒の欺瞞を企て

た。チェッコ・スロヴァキアに於て最近ニセの權威者をたてて、いつわりの「カトリック・アクション」を捏造したとき、正に御用宗教捏造または宗教御用化の方向を示唆するこの種戦術の一適例と云ふべきである。ここに於てヴァチカン聖廳はこの度の反共令を公布するに至つたのである。その結果、共產主義とキリスト教との間には最早全然妥協の余地なきことが明かとなり、キリスト者となるか共產主義者となるか、何れかその一を選ぶべきで、両者を併せ兼ね得ないことが明示されたのである。

われわれは他人を邪推してはならない。また人の行爲や思想を憎んでも、人を憎むべきでない。然し事實は事實として、ありのまゝに認識されることが必要である。今日の共產主義と共產党は、決して進歩的キリスト者の信じているやうなそんな甘いものではない。或る進歩的キリスト者の如く、キリスト者が同時によい共產黨員であることを身を以て示すならば、党は終にキリスト教を全的に認めるに至るであらうと期待するが如きは、己が善心を以て党の心を量るものである。無神的唯物論を堅持しながら能ふ限り宗教を利用することを精神としてゐる党が、しかく容易にその精神を改めると考へるのは自己の認識不足を示す以外の何ものでもないであらう。

(註) Divini Redemptoris 15-18 ヨウス十一世回勅「無神的共產主義を排す」(カトリック中央出版部) 十五—十八参照

(3) 世界觀の根本的対立 觀念的抽象的に規定し得る共產主義が如何なるものであるかはしばらくおき、マルク

ス・レーニンの系統をひく歴史的實在である共產主義が、單なる經濟理論や政治理論以上のものを内包していることについては多言を要しないであらう。マルクス主義者にとつては、唯物物的感覺的に認識可能な世界のみが唯一の究極的實在である。共產主義學說に於ては、究極的には物質と物質力の相互作用のみが認められ、神の存在も、靈魂の存在も、死後の生命も、末世への希望も皆否定される。共產主義の指導者たちは、宗教は、プロレタリアの戦闘力を滅殺し革命の成就を遅らせるが故に、阿片なりとしてこれを排斥する。然し仮りに宗教がプロレタリアの戦闘力を滅殺するとしても、それの

みからは神は存在しないと云ふ結論は生れて来ない。マルクスやレーニンが戦闘力滅殺の問題と神の存在否定とを結びつけたのは、マリタンも指摘する如くマルクスが唯物的世界観より出發しているからである。(註)

共產主義がこう云つた性質のものである以上、神と靈魂の存在を確信し、末世を信するキリスト教会が、共產主義を以て誤れる主義と断ずるのは当然の帰結なりと云はねばならぬ。その結果教会の見解としては(a)この誤れる共產主義を援助することは正しくない行爲となり(b)共產主義學説を全的に承認することは、キリスト教を廢棄して自ら教会より離脱することとなる。

反共令に於ける第一問に対する回答は、カトリック者の入党を禁じているのみならず、國會議員・市會議員・労働組合役員等の選挙に於て共產主義者に投票し、或は共產主義者としての影響力強化に役立つ地位の獲得に實質的な援助を與へることをも禁じている。

ここに云ふ共產党への入党とは、チトー政権下の共產党の如く、ソ聯からは離れているが大体類似の系譜に属する共產党への入党をも含む。のみならず共產党によつて支配されている一切の結社、例へば「青年共產党同盟」への加入をも包含するものである。然らば共產主義を支持する新聞雜誌を読んだり、それに寄稿することはどうか。これは反共令に於ける第二の問題である。

(註) J. Maritain, *Humanisme intégrale* 1936 pp. 45—46

問題の二

「共產主義者の教説または行動を支持する著書・雜誌・新聞・ビラ等を出版・配布または繕読し、或はそれに寄稿することは正当であるか」

右の第二問に対しては

「否、それは法律上当然 (inso jure) 禁止されてゐる」

と答へられてゐる。ここに云ふ寄稿の記事内容については、政治記事たると、單なる文学的記事たると、劇またはスポーツ記事たるとを問はない。いやしくも共產主義を支持する刊行物の普及と、その影響力の強化に或は協力し或は援助を與へることとなるものは、すべて禁止されてゐる。

また教会法の解釈に従へば、明かに共產主義支持の方針をとつてゐる新聞雜誌等が、たとへ政略上表向きにその事実を否定していても、それに協力しまたは援助を與うべきでない（教会法第一三八六條二項参照）。

なほ上記の如き共產主義を支持する文書を読むべき正当な理由をもつ者は、通常の條件の下で教区司教より許しを得ることが出来る。

二 共產主義援助者の秘蹟停止

問題の三

「問題の一及び二に規定されていることを、知りつつ且つ自由に行つたキリスト信者は秘蹟を受けることが許されるか」

換言すれば、共産党への入党またはその他の方法によつて、共產主義を直接間接に援助することを教会法が禁止しているにもかかわらず、それを知りつつ且つ自由にその禁を犯したものは、信者の特権とも云ふべき秘蹟をその後も引き続き受けることが許されるかと云ふのである。そしてこれに対する解答は

「否、秘蹟の拒否に関する通常原則に従ひ秘蹟を受けることは出来ない」

と記されている。

本末教会は世俗的な國家と異り、ただ自由に信仰に入つた者のみを司牧するものであるから、信者でない共産黨員及び

共產主義とキリスト教は兩立するか

一般教外者に対しては直接何の拘束をも加へるものではない。のみならず教会法に違反する如何に重大なる犯罪に対しても、勿論体刑を加へるやうなことはなく、破門が最大の刑罰であつて、秘蹟の停止がそれに次ぐ。而も破門または秘蹟停止に処せられても、眞実にその罪を痛悔し、且つ誠実にそれを償ふことを誓へば罪の赦しを受け得ることとなつてゐる。

(1) 知つてゐることを必要とする。

ここに規定されている罰が課せられるためには、その禁止を知つてゐると云ふ條件が充たされなければならない。その罰のあることを知らなかつたことが、久しく説教を聞かず、教理の研究をしなかつたことに基いていても罰は課せられない。然し無智が所謂 *affectata* の場合(即ち無智で通そうと欲していた場合)ことに *crassa* あるいは *spina* の場合(即ち罰があるのではかと云いふ疑惑が眞面目に起つて未だにも拘らず、それを問いたゞすことを殆ど完全に怠り、或はわざと無智のまゝ、でいたいと希つた場合)には罰は課せられるべきである。もつとも教会法に規定する上記の如き共產主義援助の罪が犯された上、更にそのことが告白場外で他の人々に知られてゐる場合には、反証のない限り教会の禁止を完全に知つてゐたものと推定される。

(2) 自由に犯したことを必要とする。

秘蹟が停止されるためには更に自由に禁が犯されたことが條件となる。

若し重大なる肉体的精神的圧迫の結果として、魂なき單なる機械的協力(即ち素材的協力 (*material cooperation*))をなしに過ぎない場合には大罪は成立せず、従つて秘蹟の停止は行はれない。

例へば鉄のカーテンの彼方に於ては、敢て共產主義を援助する意図をもつていないにも拘らず、死・投獄・失業等をもつて脅迫されるため、やむなく共產主義組織に参加させられてゐる者も多数に存在する。かく共產主義を援助する意図を少しも持たないで、重大なる圧迫のもと止むなく共產主義組織に参加させられてゐる状態は即ち魂なき機械的協力の状態であり、倫理神学の通常原則はその場合重大なる危険が存在していたものとしてその行爲を是認する。

これに反し、行爲者が共產主義との協力は止むを得ないものとして、(a)自ら共產主義を援助することを希望し意図す

るに至る場合、或は(b)例へば罪なき者の殺害の如き行爲自体が内在的に惡であることを実行する場合には、その者の行爲は共產主義との本質的協力または形相的協力 (formal cooperation) を成立せしめることとなる。この種の本質的協力はたとへ死の危険の如き重大なる肉体的または精神的脅迫の下に強制されたとしても、大罪たることをまぬがれない。またこの場合たとへ不精無精にでも意志の承諾を與へたとすれば、その程度に於て自由に禁を犯したものとして責を負ふべきである。

秘蹟拒否の実行は、その罪が告白場に於てのみ知られてゐる場合と、世間に公然知られてゐる場合と、告白場外で知られてはゐるが未だ公に知られてゐるところまでには達してゐない場合とによつて、若干その取扱いを異にする。然しこれらの問題は余り細目にわたるのでここでは省略する。

秘蹟拒否に関する司祭の義務は、臨終に際して告白のため司祭を招く共產主義者に対しては適用されない。秘蹟の拒否に關して以上述べたところは *mutatis mutandis* で教会の埋葬拒否にも適用される(教会法一二四〇條)

三 共產主義援助者の破門

反共令の第四の問題は入党等によつて共產主義を援助する者の破門される場合を規定してゐる。

問題の四

「共產主義の唯物的及び反キリスト教的學説を信奉するキリスト信者、殊にその學説を擁護し、あるいは宣傳する者は、その事實自体 (*ipso facto*) によつてカトリックの信仰を廢棄したこととなり、特に聖座に留保されてゐる破門を招来するものであるか。」

これに対する解答はただ「然り」の一字だけで終つてゐる。

(1) 無神的唯物論による破門

教会法第二三三四條は無神論の信奉がそのこと自体 (*ipso facto*) 棄教を意味す

共產主義とキリスト教は両立するか

ることを規定してゐる。従つて共產主義の唯物論及び反キリスト教的學説を是認して入党し、以て共產党を援助する場合に、そのこと自体によつて破門が結果されることは明瞭である。

ただ従来教会法学者間で問題となつたのは、入党が一般的に破門を招来するか否かと云ふことであつた。今日の共產主義及び共產党が無神論的反キリスト教的精神を持つてゐることは疑いないが、それに対する認識不足の結果、善意で今日の共產主義は本質的には無神論でも唯物論でもないと思つてゐる者のあることも事實である。従つてこの種の人々を考慮に入れるとき、入党はそれ自体直ちに無神論の信奉を公言するものと解してよいかどうかと云ふところに問題があつた。これに対する在来の教会法学者の解釈は「常に必ずしもそうとは見られない」と云ふにあつた。反共令はこの解釈を公認し、第二三三四條による破門は共產主義の唯物論的及び反キリスト教的學説を信奉する場合に限ることとした。但しこれを信奉しないで入党した場合に於ても、秘蹟停止の行はれることには變りはない。

(2) 入党が破門となる今一つの場合 なほここに忘れてならないことは、入党が破門を招来すると解せられる教会法上の論拠として、別に第二三三五條が存在してゐることである。この第二三三五條は (a) 教会または國家の正当なる權威の顛覆を企てる結社に加入する場合、而も (b) その結社が秘密の結社であるとき、それ自体によつて破門が成立することを規定してゐる。

共產党が正当なる權威の顛覆を企ててゐることについては疑問の余地がない。ただ然し党が本條に規定する秘密の結社であるか否かについて従来教会法学者間に疑義があつた。

もとより例へばアイルランドの如く共產党を禁じてゐる國に於て、共產党が秘密結社に属することは明かである。従つてかかる國に於ては、入党が無神論の唯物論を信奉すると否とに拘らず、それ自体として破門を招来することは明かである。然し共產党の公認されてゐる國に於て、共產党を秘密結社とみなすべきや否やは明かでない。カッペロ (Cappello)

コロナータ (Coronata) 等の学者は、第二三五條に規定する罪の成立には、加入した結社が秘密結社であることを本質的要件としてゐないと説く。これらの学者に従へば、共産党への入党は直ちに破門を招来することとなる。

然し共産党内に秘密の細胞があるとしても、フランス・イタリア等に於ては共産党自体は公認されてゐる。その幹部・委員・党員及び党の本支部等は公然と認められており、選挙に於ても共産党は公認候補者を立候補せしめてゐる。従つてフランス・イタリア等に關する限り党を秘密結社とみなすことは困難である。そこで現状の下に於てはフランス・イタリアその他の類似國に於ける入党には、第二三五條による破門は適用されないことになつてゐる。

以上がヴァッティカーノ反共令の概要であるが、共産主義の实体に就て責任を以て断定を下してゐること、而も共産主義の实体を明にした後に於ても、尙は無知のため善意で入党したものや、重大なる脅迫の下に魂なき機械的協力をなしたなどのに対し、実情に即應して寛容な処置をとつてゐることも注目されてよいと思ふ。指導者が共産主義の实体について明徹なる判定を下すことに立遅れがちなわが國に於て、而もゲオルギウの「二十五時」によつて指摘された如き、人間を無視した法規の機械的劃一的適用の甚しき時に當り、ヴァッティカーノ反共令は参考資料を提供するものと云へないであらうか。